

職場内で掲示・回覧をお願いします。



こんにちは！協会けんぽ兵庫支部です。今年度も残りわずかとなりましたね。
令和2年4月から健康保険法の改正により、被扶養者の国内居住要件が新設されます。
ただし、海外居住者であっても、「外国において留学をする学生」や「外国に赴任する被保険者に同行する家族」などの海外特例要件に該当する場合は例外となります。



令和2年度（令和2年4月～令和3年3月）の健診のご案内

協会けんぽでは、年度内に一度、加入者の皆さまの健診費用の補助を行っています。事業所様の元気は従業員の皆さまの健康があつてこそです！大変お得で充実した協会けんぽの健診をぜひご利用ください。

被保険者（ご本人） 生活習慣病予防健診

2人に1人が受けています

- ・35～74歳の被保険者様を対象とした健診です。
- ・3月下旬に、緑色の封筒で対象者のいる事業所様にご案内をお送りします。



お得な料金

健診費用の6～7割（約11,000円）を協会けんぽが補助！

充実の内容

定期健診として受診可能！（労働安全衛生法で事業主様に義務付けられている定期健康診断の内容を含む）
さらに、検査内容に大腸・胃・肺・乳・子宮頸がん検査も含んでいます！
※乳・子宮頸がん検査は年齢の条件あり

健康づくりの
プロによる
健康サポートが
受けられる

生活習慣病になるリスクの高い人には、生活習慣を改善するためのサポートを
保健師や管理栄養士が無料で行います！
※当日健診機関で受けられる場合もあります。

令和2年度受診分より協会けんぽへの申込みが不要となります

令和2年4月1日受診分より協会けんぽへの申込みは不要となり、加入者（被保険者）・事業主様から健診実施機関に対してのみ予約申込みを行うだけで手続完了となります。

被扶養者（ご家族） 特定健診

- ・40～74歳の被扶養者（ご家族）様を対象とした健診です。
- ・4月上旬に、黄色色の封筒で被保険者様のご自宅にご案内をお送りします。



お得な料金

最高7,150円を協会けんぽが補助！（基本的な健診の場合）
さらに、兵庫県内各地域において無料で受診できる「集団健診」を実施します。

健康づくりの
プロによる
健康サポートが
受けられる

生活習慣病になるリスクの高い人には、生活習慣を改善するためのサポートを
保健師や管理栄養士が行います！
費用の約8,500円～25,000円を協会けんぽが補助します。

求む
会員！



お役立ち情報満載の兵庫支部メルマガ
「ヘルCメール」会員、大々大募集中！！
登録は兵庫支部HPから >>>



新様式（令和元年5月から）の使用にご協力をお願いします！

各種申請は郵送で手続き可能！
申請書はHPより印刷できます！

協会けんぽ

検索

<発行者> 全国健康保険協会 兵庫支部
<住所> 〒651-8512
神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST
<電話> 078-252-8701
(おかけ間違いにご注意ください)
<発行> 令和2年3月23日

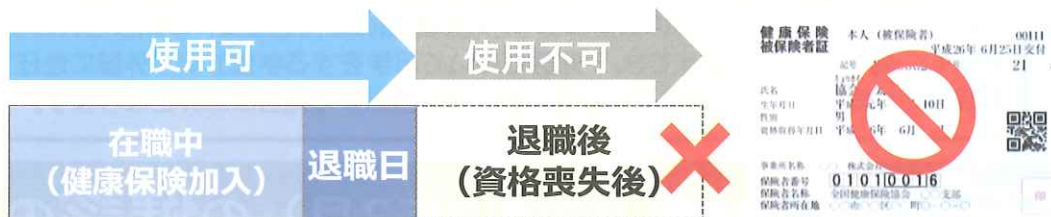
全国健康保険協会
協会けんぽ

退職後の健康保険

ポイント1

在職時の保険証を使用できるのは**退職日まで**です

- 退職後は、被扶養者（ご家族）の分も含むすべての保険証を事業所へ返却してください。



よくあるお問い合わせ

- 月の途中で退職しました。月末まで保険証は使用できますか？
 - 次の保険証が届くまで、前の保険証は使用できますか？
 - 退職日の翌日以降に現在の保険証を使用するとどうなりますか？
- 後日、医療費（総医療費の7～8割分）を**返還**いただくことになります。

退職後に加入する

ポイント2

健康保険は**ご自身で選択・手続き**を行ってください

- 退職された方は、下表の①②③を参考に加入する健康保険を選択してください。
- 事業所担当の方は、「被保険者資格喪失届」の早期提出をお願いします。

加入先	① 協会けんぽの任意継続	② 国民健康保険	③ ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの協会けんぽ 都道府県支部	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当窓口	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> 退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること 退職日の翌日から20日以内に手続きすること 	お住まいの市区町村の国民健康保険担当窓口にお問い合わせください	ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	<ul style="list-style-type: none"> 退職前に控除されていた保険料を2倍した額になります ※お住まいの都道府県と退職前に加入していた協会けんぽの都道府県が異なる場合、2倍した額にならない場合があります ※保険料の上限があります 原則2年間変わりません (保険料率の変更等を除きます) 	<ul style="list-style-type: none"> 保険料は加入する世帯の人数や、前年の所得などによって決まります お住まいの市町村によって、保険料額が異なります 保険料の減免制度があります 	被扶養者の保険料の負担はありません

○任意継続を選択された場合

協会けんぽのホームページより「任意継続被保険者資格取得申出書」を印刷し、必要な添付書類をそろえて、お住まいの協会けんぽ都道府県支部までご郵送ください。

申請書記入時の注意点

- 被保険者証の記号番号を記入した場合は、**被保険者のマイナンバー**の記入は**不要**です。
- 被扶養者がいる場合は、**被扶養者のマイナンバー**の記入が**必要**です。